

騙されるな！長時間労働の背景に固定残業代あり 2016年1月度の相談状況

1. 労働相談の概況

1) 相談者数・件数について

「資料1. 2016年1月、相談者数（雇用形態、男女別、業種別）より」

「資料3. 2016年1月、相談件数（雇用形態別・相談項目別）より」

今年1月の相談者数は46人で先月（69人）より減少し、前年同月（61人）でも相談者数が減少しています。

相談項目数については、82件、一人あたり1.86件となっており、前年同月（106件）より減少しています。

2) 男女別、雇用形態別相談者数について

「資料1. 2016年1月、相談者数（雇用形態、男女別、業種別）より」

男性34人（73.9%）、女性12人（26.1%）と男性が女性より多く、雇用形態別では、社員21人（45.6%）、社員以外21人（45.6%）、不明4人（8.7%）となっています。

社員以外では、パートが7人（15.2%）、臨時4人（8.7%）、契約社員3人（6.5%）、です。

今回の相談者は正規労働者数と非正規労働者数が同数、男性労働者の相談数は、女性労働者を上回っています。

3) 業種別相談者数、相談件数について

「資料2. 2016年1月、相談者数（業種別・相談項目別）より」

「資料3. 2016年1月、相談件数（雇用形態別・相談項目別）より」

業種別相談者は、多業種に分散し、内訳は「小売業・飲食店」9人（19.6%）、「その他サービス業」9人（19.6%）、「医療・福祉」5人（10.9%）、「製造業」5人（10.9%）と続き、引き続き、小売業・飲食店関係の労働者からの相談が増えています。

4) 相談項目（内容）について

「資料3. 2016年1月、相談件数（雇用形態別、相談項目別）より」

主相談項目別相談件数では、「賃金関係」17件、「労働時間関係」16件、「労

働契約関係」16件、「労働組合関係」7件と続いています。

今回は、解雇、雇止めなどの雇用関係が減少し、「賃金関係」の相談が増えていますが、とりわけ不払い残業の相談が多かったのが特徴です。

5) 違法率

「資料4. 2016年1月、違法件数（雇用形態別・相談項目別）より」

相談項目数件中、違法件数40件、違反率は48.8%で、前月より減少しておりますが、相変わらず、時間外手当の未払い、年次有給休暇が取得出来ないなどの労働基準法違反が多く、違法を知らぬが故の悪質な違反が目立ちます。

「賃金関係」13件、「労働時間関係」9件、「労働契約関係」6件と続きます。

2. 1月の雇用情勢

時間外手当、いわゆる残業代の未払いに関する相談が、相変わらず多い実態にあります。

なお長時間労働の相談も増加していて、寄せられた相談には悲惨なものが大半です。業種、業界によっては過酷な長時間労働が恒常化し、労働者が疲弊している実態があります。

長時間労働を強いる企業には、わずかな固定残業代を支払うのみで、正当な残業代を踏み倒す場合があります。

募集内容には、月額賃金の額のみで固定残業代が記載されておらず、採用後、給与明細書には月額賃金が固定残業代を含めて記載されていて、騙されていることが多々あります。

採用される前に、月額賃金の内訳を確認する必要があります。

長時間労働が続くことによって、知らず知らずのうちにダメージが蓄積されていき、ある日、突然に心臓発作や脳溢血などによって死亡する、いわゆる過労死となります。

平成13年に定めた労災判定の基準では、「おおむね45時間を超えて時間外労働が長くなるほど、業務と発症との関連性が徐々に強まる。」としています。発症前の1ヶ月以内に100時間以上、または2～6ヶ月の間に月あたり80時間以上の残業がある場合は「業務と発症との関連性が強いと評価できる。」とされています。

自分の命と健康の問題であり、長時間労働をなくし、人間らしく生きていくためにも、長時間労働を強いられている場合は、当さつぽろ労働相談センターに相談して下さい。

会社に対する不安、不満、問題が発生したときに一人では解決は難しいことから、あきらめないで、自分のみで判断するのではなく、必ず当さつぽろ労働相談センターに相談しましょう。

以上

【項目別参考資料】

- 資料 1 2016 年 1 月 相談者数（雇用形態・男女別・業種別）
- 資料 2 2016 年 1 月 相談者数（業種別、相談項目別）
- 資料 3 2016 年 1 月 相談件数（雇用形態別、相談項目別）
- 資料 4 2016 年 1 月 違法件数（雇用形態別・相談項目別）